

事件・事故の公表基準

通し番号	該当事項	基準 (基準が複数あるものは、いずれかの基準に該当すれば公表)	備考
1. 個人情報の紛失、漏えい			
1	書類・名簿等の紛失・漏えい	第三者の個人情報が記載されている場合 以下の場合は紛失とは考えない ・交換便の未着等、紛失とは言いきれない場合 ・執務室の外に持ち出されることが考えにくい場合 ・シュレッダーされた可能性が高い場合	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の定義 個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（個人識別符号（DNA、指紋・掌紋、マイナンバー、基礎年金番号等）を含む） 【具体例】 (1) 個人情報に該当する事例 氏名や住所等により個人が識別できるもの。 防犯カメラに記録された情報で本人が識別できる映像情報。 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報。 (2) 個人情報に該当しない事例 法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない。 ただし、役員、従業員等の氏名や住所等は個人情報に該当する。 ・町会、自治会関係者のミスにより発生した事案は、公表を控えることができる。
2	書類・名簿等の誤廃棄	個人情報が第三者に漏えいした場合 件数が多数に及ぶなど、区民等への影響が多である場合 書類の再現が不可能である場合（区民等からの再提出等が必要）	
3	送付物の誤発送・誤投函	個人情報が第三者に漏えいした場合	
4	メール、FAXの誤送信	個人情報（メールアドレスを含む。）が第三者に漏えいした場合	
5	証明書等の誤発行・誤記載	個人情報が第三者に漏えいした場合 区民等への影響が多である場合（件数・内容） 身体・生命への影響が生じるおそれがある場合	
2. 事務処理・事業執行に伴う事件・事故			
6	支出における誤り（手当、補助金等）	区民等への影響が多である場合（件数・金額） 区民等からの通報により誤りが発覚した場合	
7	収入における誤り（税、保険料等）		
8	公金・金券の紛失、不適切な取扱い	原則、すべて公表	
9	印刷物の誤記載（チラシ・ポスター・冊子等）	事業執行に影響を与える重大な誤りがある場合 報道機関等に再度の情報提供が必要である場合	
10	法令等への違反	外部からの指摘があり、区民等に影響を及ぼす場合	
3. システムの不具合			
11	ホームページ、業務システム、メールなどの不具合	区民等に影響が生じている場合 職員のミスにより不具合が生じている場合	一時的に区民等に影響が生じた場合であっても、バックアップデータがある等、対象者が特定でき、必要な手続き等のリカバリーができる場合は、公表を控えることができる。
4. 区有施設における事故			
12	施設利用者の死傷等	区の管理責任が問われる場合 施設利用に影響があり、休館等の措置が必要な場合	被害者が公表しないことを求めている場合や、被害者等が特定される可能性がある場合は、公表を控えることができる。
13	施設の破損、設備の故障（天井落下、エレベーター停止等）	区の管理責任が問われる場合 施設利用に影響があり、休館等の措置が必要な場合	
14	土壌汚染の発生	基準値を超える有害物質が検出された場合	
15	感染症（結核、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌感染症）の発生	東京都の基準など外部の基準は適用せず、区独自の基準「区施設等での感染症等発生に伴う報道対応について」（別紙）に従い公表が必要であると判断された場合	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、国や東京都と調整を行う。 学校や保育園などでインフルエンザが流行した場合など、毎年多数の罹患者が発生する感染症の場合、各所管がHPに掲載する罹患状況のページを報道機関に案内することで、リリースに代えることができる
16	食中毒の発生		
17	アレルギーの発生	以下の両方を満たしている場合 (1) 除去食とすべきものにもかかわらず区施設等のミスにより提供してしまっている。 (2) アレルギーに起因する症状が重篤である。	
5. 区有施設における事件			
18	不審者の侵入	区の管理責任が問われる場合 死傷者が発生した場合	
19	施設の火災	施設利用に影響があり、休館等の措置が必要な場合	
20	区が保有する器物の破損	区の管理責任が問われる場合 警察に被害届を出した場合	
21	区が保有する備品等の盗難	区の管理責任が問われる場合 警察に被害届を出した場合	
22	いじめ	区の管理責任が問われる場合	被害者が公表しないことを求めている場合や、被害者等が特定される可能性がある場合、被害者に特別の事情（障がいなど）がある場合は、公表を控えることができる。
23	爆破予告	警察等と調整の上、区民に事前周知が必要と判断した場合	
6. 事業者等の不法行為・不正行為			
24	手当、補助金等の不正請求	区の管理責任が問われる場合 公表することにより犯罪の抑止効果が期待できる場合	
25	証明書等の不正取得		
26	かたり職員・かたり調査員による詐欺行為		
7. 職員の不祥事			
27	個人情報の流出	個人が特定できる情報を故意に流布させた場合	
28	職務怠慢（書類の放置、抱え込みなど）	区民等に影響が生じている場合	
29	児童・生徒への体罰等	被害者が心身等に重大な損害を受けた場合	被害者が公表しないことを求めている場合や、被害者等が特定される可能性がある場合、被害者に特別の事情（障がいなど）がある場合は、公表を控えることができる。
30	個人の犯罪（収賄、横領など）	警察に検挙された場合 規定に従い懲戒処分された場合	

警察の捜査に関する事項については、捜査への協力を優先する。